



2017年1月27日号

目次

(W&B No. 201701CY)

1. 2016年度の中国特許出願は346万件、23.8%増加(2017年1月19日公表)
2. 中国商標役務分類表の2017年改正内容(2017年1月1日適用)
3. 最高人民法院の商標権の付与、確認をする行政事件の審理における若干の問題に関する規定(2017年3月1日施行)

【1】2016年度の中国特許出願は346万件、23.8%増加

出願	2016年度	2015年度	伸び率
発明特許	1,338,503	1,101,864	+21.5%
実案特許	1,475,977	1,127,577	+30.9%
意匠特許	650,344	569,059	+14.3%
合計	3,464,824	2,798,500	+23.8%

登録	2016年度	2015年度	伸び率
発明特許	404,208	359,316	+12.5%
実案特許	903,420	876,217	+3.1%
意匠特許	446,135	483,659	-7.6%
合計	1,753,763	1,718,192	+2.1%

1月19日、国家知識産権局は新聞発表会で2016年の特許出願及び登録の動向、審査や審判の状況、並びに行政処分活動の結果について発表した。2016年の特許出願は引き続き増加し、発明特許出願は21.5%増加して133万件を超え、国内出願は、全体の90%を占め、120.5万件、外国からの出願は、13.3万件と前年比-0.1%減少した。中国国内の発明特許出願の多い地域は、江蘇省(18万件)、広東省(15万件)、北京市(10万件)、安徽省(9.5万件)、浙江省(9.3万)である。外国からの発明特許出願は、日本(39,207件、-2.2%)、アメリカ(35,895件、-3.5%)、韓国(14,158件、+2.2%)、ドイツ(13,764件、+6.6%)と、日本とアメリカ

からの出願が減少する一方、韓国とドイツの出願が増加している。出願ランキングは中国国内企業のみ、参考まで。

順	会社名	件数
1	華為技術有限公司	4,906
2	中国石油化工股份有限公司	4,405
3	楽視控股(北京)有限公司	4,197
4	中興通訊股份有限公司	3,941
5	広東欧珀移動通信有限公司	3,778
6	京東方科技集団股份有限公司	3,569
7	珠海格力電器股份有限公司	3,299
8	北京小米移動軟件有限公司	3,280
9	努比亞技術有限公司	2,912
10	国家電網公司	2,784

特許出願の平均審査期間は、発明特許が22か月、実用新案と意匠特許が3か月と前年と変わらないが、審査対象件数が急速に増加しており、目標管理、人材の配置、優先審査や集中審査などが採用されている。なお、復審委員会での平均処理期間は、不服審判が11.9か月と前年比1.8か月短縮、無効審判は5.1か月と0.7か月短縮されている。

特許の登録件数は、175万件と前年比2.1%増で、発明が12.5%増加したことに比べて、意匠が-7.6%減少したことに特徴がある。意匠の評価書の利用が増加するにつれて、有効性を否定する結果がでるが多く職務意匠出願が減少していること

が要因と思われる。詳細は後日のレポートでご案内する。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/twzb/2016ngjzscqjzygztjsjjygqkxwfbh/>

【2】中国商標役務分類表の改正 2017年改正内容(2017年1月1日適用)

国家工商行政管理総局商標局(TMO)は2016年12月26日付け、2017年1月1日より適用されるニース分類11版準拠により改正される商標役務分類表の内容を公示した。

薬剤を含む商品(第3類)や金属製の商品(第6類)、また役務分類に多くの変更がある。以下は、追加された商品や役務、及び分類が移動になった商品をご参考まで掲載する。変更表の全訳をご希望の場合は、ご連絡ください。なお、下記の翻訳はご参考用の仮訳であることをご理解ください。

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/tz/201612/t20161226_173716.html

ニース分類準拠中国商品役務分類表 2017年1月変更内容

区分	類似群	変更内容(主に追加と移動した商品及び役務のみ)
1	0102	(四)追加:010709 甘汞(塩化水銀)
		(七)追加:010711 混合二甲苯(混合キシレン), 010712 二甲苯(キシレン), 010713 苯(ベンゼン), 010714 粗制苯(粗ベンゼン)
		(十)追加:010703 工業用类黄酮(酚类化合物)(工業用フラボノイド(フェノール化合物)), 010704 工業用麝香草酚(工業用チモール)
	0104	(三)追加:010706 ミッションオイル
(十九)追加:010708 眼鏡レンズ用化学コーティング		
0108	(一)追加:010707 未加工ポリマー樹脂	
3	0301	追加:030125 洗面用製剤*, 030238 身体局所洗淨液(非医療用), 30243 洗眼剤(非医療用), 030244 身体衛生・消臭用腠洗淨液
	0306	追加:030125 洗面用製剤*, 030237 ハーブ化粧品, 030239 化粧用ハーブエキス, 030240 除光液
	0309	追加:030242 動物用ボディーソープ(薬物を含まない洗濯調合剤)
4	0401	追加:040065 工業用菜種油 移動 0102 へ: 混合キシレン、キシレン、ベンゼン、粗製ベンゼン
	0402	追加:040112 ベンゼン(燃料), 040113 キシレン(燃料)
	0404	追加:040114 スキー板用ワックス。
5	0502	追加:050460 凍結乾燥した医療用食品、050461 脂肪が均質化された医療用食品、050463 凍結乾燥した医療用
	0504	追加:050464 獣医科用試験紙、050469 動物用殺虫ボディーソープ、050470 獣医科用殺虫洗淨剤、050478 愛玩動物用薬用ボディーソープ
6	0601	追加:060459 熱間圧延棒鋼、060460 磨棒鋼、060461 外皮を剥離させた金属製棒、060462 つや出しされた金属製棒
	0603	追加:060468 旗ざお(金属製)、060473 よろい戸(金属製)、060474 建築用連結具(金属製)、060475 暖炉用フェンス(金属製)
	0607	追加:060470 靴用金属釘、060471 靴用金属ピン
	0608	追加:060464 家具用取付金具

	0609	追加:060463 肩掛けカバン用フック(金属製)、060469 袋用シールクリップ(金属製) 移動 2112 へ:ほうき用柄(金属製)、移動 0813 へ:工具用柄(金属製)、ナイフ用柄(金属製)、か ま用柄(金属製)
	0611	追加:060472 電子金庫
	0612	移動 2003 へ:組立作業台(金属製)
	0613	追加:060466 一斗ガソリン缶(金属製)
	0614	追加:060399 表示札(金属製)、060465 タグ(金属製)
	0620	追加:060467 樹木・植物用支柱(金属製)
7	0735	追加:070180 型抜機
	0750	(一)追加:070567 操作機器用操縦かん(ゲーム機用を除く)、070568 乗物のエンジン用カムシャ フト
		(三)追加:070569 ゴムクローラ(建設機械部品)、070570 ゴムクローラ(荷役機械部品)、070571 ゴムクローラ(農業機械部品)、070572 ゴムクローラ(採掘機械部品)、070573 ゴムクローラ(除 雪機部品)
0752	追加:070563 真空集塵器用吸込ノズル、070564 配管清掃用管清掃器	
8	0806	追加:080269 入れ墨用針
	0807	追加:080274 スキー板用スクレーパー
		移動 2101 へ:くるみ割り器
	0808	移動 2605 へ:縫い針糸通し器
	0809	追加:080270 芸術家用へら、080271 彫刻家用のみ
	0810	移動 2112 へ:毛玉取り器
	0812	追加:080272 プラスチック製スプーン、フォークとナイフ、080273 幼児用スプーン、フォークとナ イフ
移動 2101 へ:角砂糖挟み、ワイン用長ひしゃく		
0813	追加:080275 手作業手工具用柄、080276 ナイフ用柄、080277 かま用柄	
9	0901	追加:090755 パスワード生成器(暗号装置)、090757 パームトップ PC 用カバー、090762 タブレッ ト PC 用カバー、090763 ブラックボックス(データ記録装置)、090766 双方向タッチスクリーン端末 機、090777 電子式双方向ホワイトボード、090778 人工知能搭載のヒューマノイドロボット、 090782 ダウンロード可能な電子楽譜、C090141 指輪型携帯情報端末、C090142 ダウンロード可 能な携帯電話用のアプリケーションプログラム
	0902	(三)移動(六)へ:指紋検査機
		(六)追加:C090010 指紋検査機、C090145 顔認証設備
	0904	追加:090758 ベビー用体重計、090761 体組成分析体重計、090772 体重計
	0905	追加:090783T定規(測定器具)、090784 直角板(測定器具)、090785 直角定規(測定器具)
0907	追加:090775 スマートフォン表示画面専用保護膜	

	0908	追加:090768 楽器用電気・電子エフェクター、090769 オーディオ用ポート、090770 イコライザー(オーディオ装置)、090771 ウーファー、090776 バーチャルリアリティーヘッドセット、090779 ミキサー、C090143 ドライブレコーダー、C090144 セットトップボックス(STB)
	0909	追加:090760 サーモグラフィカメラ
	0910	(一)追加:090754 方位コンパス用針、090756 赤外線センサー、090764 デジタル天気予報機器
		(三)追加:090773 温度比重計
		(四)追加:090774 バイオチップ
	0913	(六)追加:090781 電子キー(遠隔制御装置)
	0920	追加:090759 インターロックドア用の電子入退室管理装置
	0922	追加:090765 電動乗り物用充電スタンド、090780 電子たばこ用電池
0924	(二)移動 1111 へ:電熱靴下、電熱衣服、電熱胴着、電熱手袋、電熱靴	
10	1001	追加:100242 呼吸マスク(人工呼吸器用)、100244 医療用細菌検査分析器、100245 医療用DNA/RNA 試験設備、100246 医療用幹細胞再生設備、100247 体脂測定器、100248 体組成分析器
	1004	追加:100250 リューマチ治療用腕輪、100251 リューマチ治療用リング、100252 医療用腕輪
	1008	追加:100243 歯列矯正用ゴムバンド、100249 整形外科用足指セパレーター
11	1101	(一)追加:110344 祝祭装飾用装飾ライト、110344 祝祭装飾用紐状ライト
	1103	追加:110148 トーチ
	1104	(一)追加:110341 電気式チョコレートファウンテン
	1105	追加:110343 ワインセラー(電気式)
	1106	(一)追加:110160 気体洗浄機(気体装置部品)
	1107	(一)追加:110340 ヒートガン (一)移動 1106 へ:気体洗浄機(気体装置部品)
	1110	(一)追加:110342 医療用消毒設備
	1111	追加:110345 電熱靴下、C110060 電熱衣服、C110061 電熱胴着、C110062 電熱手袋、C110063 電熱靴
12	1202	追加:120296 連結式のバス用じゃばら、120298 オートバイ用シートカバー、120299 モータースポーツ用自動車
	1204	(一)追加:C120021 立ち乗り乗り物
	1206	追加:120290 平台ベビーカー用フットマフ、120291 ベビーカー用フットマフ、120293 ベビーカー用カバー
	1208	(一)追加:120292 タイヤムース
	1210	追加:120294 水中調査用遠隔操作運搬具、120295 海底調査用自動水中翼船
14	1403	追加:140175 タスビーフ(イスラム教の数珠)、140176 刺繍や編み物のプレスレット(アクセサリ一)、140177 キーリング用装飾小物、140177 キーチェーン用装飾小物、140178 数珠

	1404	追加:注.本類似群は 0901 類似群の手帳型携帯情報端末(データ処理)と類似する。
15	1501	追加:150092 ピアニカ
	1502	追加:150093 弦楽器用ロジン
16	1601	追加:160372 和紙
	1603	追加:160373 紙製卓上旗
	1605	(一)追加:160374 印刷された楽譜、160375 紙製横断幕、160376 紙製のぼり(旗)
	1609	追加:160371 愛玩動物の排泄物用プラスチック製ごみ袋
	1611	追加:160113 筆立て、160133 筆入れ、160133 筆箱
	1614	移動 1611 へ:鉛筆キャップ、ペン用箱
	1621	移動 1403 へ:数珠
17	1703	(二)追加:170121 ホース用付属品(金属製除く)、170122 硬質管用付属品(金属製除く)
	1705	(一)追加:170023 絶縁、断熱、防音用材料、170045 絶縁、断熱、防音用フェルト、170056 絶縁、断熱、防音用織物、170059 絶縁、断熱、防音用金属箔、170061 絶縁、断熱、防音用鋳さい綿、170062 絶縁、断熱、防音用鋳物綿、170063 絶縁、断熱、防音用ガラスウール、70099 絶縁、断熱、防音用品、170103 絶縁、断熱、防音用ガラス繊維、170104 絶縁、断熱、防音用ガラス繊維織物、170110 絶縁、断熱、防音用石膏、170116 耐熱耐火材料
	1706	移動 1907 へ:絶縁耐火材料
18	1802	(一)追加:180130 革製タグ、180131 買い物袋用手提げ取手、180132 ユダヤ教聖書ホルダー、180133 キャスター付きトランク
		(三)追加:180136 子供迷子ひも
	1806	追加:180134 馬鞍鞆(サドルバッグ)*
	1807	移動 2914 へ:ソーセージ用外皮
19	1906	追加:190021 屋根瓦
	1907	移動 1705 へ:耐火粘土
	1909	(一)追加:190259 プラスチック製庭園用フェンス、190260 建築物免震用ゴムベース、190261 装甲板(金属製除く)
	1910	追加:190262 旗ざお(金属製除く)
20	2001	追加:200308 壁面収納式テーブル、200309 書棚、200310 衣服収納棚、200317 ベビーバスケット、200320 衣装たんす
	2002	追加:200311 一斗ガソリン缶(金属製除く)
	2003	追加:200304 バッグハンガー(金属製除く)、200313 プラスチック製包装用クリップ
		移動 1910 へ:旗ざお、移動 2112 へ:ほうき用柄(金属製除く)、移動 0813 へ:ナイフ用柄(金属製除く)、かま用柄(金属製除く)、工具用柄(金属製除く)
	2005	追加:G200026 麦わら工芸品
2006	移動 2005 へ:麦わら工芸品	

	2007	追加:200154 表示札(金属製除く)、200307 プラスチック製タグ
	2009	追加:200312 鳥用巣箱
	2012	追加:200306 家具用取付具(金属製除く)、200314 ベビーベッド手すり用衝突防ステッカー(ベット用織物除く)、200318 家具用脚、200319 家具用足
	2013	移動 2406 へ:キャンプ用寝袋
	2014	追加:200305 プラスチック製鍵、200322 靴用釘(金属製除く)、200323 靴用ピン(金属製除く)
21	2101	追加:210366 家庭用卵黄分離器(電気式除く)、210371 食卓マット(紙製・織物製除く)、210372 食器マット(紙製又は織物製除く)、210381 アイストング、210382 サラダ用トング、210383 調理用スプーン、210384 台所用すりこぎ、210385 台所用すり鉢、210386 アイスクリームスプーン、210387 くるみ割り器、210388 角砂糖挟み、210390 ワイン用長ひしゃく
	2102	追加:210373 酒瓶タグ
	2105	追加:210374 ワイン用デカンタ
	2106	(一)追加:210376 金属製貯金箱
	2107	(三)追加:210379 ブラシ用剛毛、210380 ブラシ用馬毛 (三)移動 2205 へ:豚の剛毛
	2108	追加:210375 電動歯ブラシ用替えブラシ
	2110	追加:210367 発泡剤製足指セパレーター
	2111	追加:210369 冷凍食品と飲料用アイスパック、210370 再利用可能な代用氷
	2112	追加:210377 毛玉取り器(電気式・電気式以外含む)、210378 つや出し布、210389 ほうき用柄
2115	追加:210368 蚊用忌避剤用プラグイン式散布器	
22	2202	(一)追加:220113 動物給餌用ネット
	2205	追加:220114 豚の剛毛*
24	2401	移動 2410 へ:旗布、移動 2405、2406 へ:家庭用亜麻布
	2405	追加:240071 家庭用日用織物品
	2406	追加:240071 家庭用日用織物品、240122 乳児用寝袋、240123 乳児用おくるみ、240124 寝袋
	2407	(一)追加:240071 家庭用日用織物品
	2410	追加:240043 織物製・プラスチック製幟
25	2501	追加:250089 タイトルオーバー、250181 和服
	2503	追加:250178 空手衣、250180 レオタード(雑技、舞踊などの演技者が着用)
	2513	(二)追加:250177 理容用ケープ
26	2601	移動 1802 へ:子供迷子ひも、移動 2812 へ:スウェットバンド
	2602	追加:260133 装飾小物(ジュエリー、キーリングとキーチェーン用除く)
	2605	追加:260134 糸通し器

27	2703	追加:270019 暖炉・グリル用耐火カーペット、270020 ヨガ用マット
28	2801	(二)移動 2802 へ:280087 操り人形、280087 マリオネット
	2802	追加:280087 操り人形、280087 マリオネット、280231 ロボット玩具、280234 幼児用フィットネスラック、280235 なだめタオル付きぬいぐるみ、280236 幼児用足踏み三輪車(玩具)
	2804	追加:280232 運動用ボールの空気入れポンプ用針、280233 運動用ボールの空気入れ専用ポンプ
	2807	移動 0404 へ:280063 スキー板用ワックス
	2812	追加:運動用スウェットバンド C280104”。
29	2901	追加:290139 食用エスカルゴ卵、290203 乾燥肉、290208 韓国式焼肉、290209 エスカモーレ(メキシコの食用蟻卵)、290210 食用昆虫(生きた物除く)、290214 ホットドッグ用ソーセージ、290215 コーン入りホットドッグ用ソーセージ
	2904	(一)追加:290176 低脂肪フライドポテトチップ、290199 ワカモレソース(アボガドペースト)、290212 ナッツペースト、C290107 こし餡
	2905	追加:290200 オニオンリング、290201 ファラフェル(豆のコロッケ)、290202 調理用レモンジュース、290206 乾燥野菜、290211 加工済みスイートコーン、290213 ジャガイモボール、290221 料理用ココナッツミルク、290223 料理用ライスミルク、C290109 マッシュポテト、C290110 えんどう豆、C290111 急速冷凍トウモロコシ 移動 3016 へ:酢辛い漬物
	2906	移動 2901 へ:食用エスカルゴ卵
	2907	追加:290204 オーツ麦ミルク、290205 植物性クリーム、290217 ミルク代替品、290218 アーモンドミルク、290219 ピーナッツミルク、290220 ココナッツミルク、290222 ココナッツミルクを主成分とする飲料、290224 アーモンドミルクを主成分とする飲料、290225 ピーナッツミルクを主成分とする飲料、C290112 豆乳、C290113 豆乳エキス
	2908	追加:290207 エキストラ・バージンオリーブオイル、290216 食用大豆油
	2913	追加:C290108 食用生麩(グルテン)
	2914	追加:290226 天然又は人工のソーセージ用ケーシング
30	3001	追加:300241 チョコレートソース、300242 ナッツを含むチョコレートソース、300249 生キャラメルソース
	3002	(二)追加:300248 カモミールティー飲料
	3004	追加:300245 光沢のある砂糖衣
	3005	追加:300244 竜舌蘭シロップ(天然甘味料)
	3006	追加:300253 ホットドッグサンド
	3007	追加:300243 小麦粉製団子、300246 フリーズドライ食品(主にコメ製)、300250 ビビンバ、300251 握り寿司(生魚) 移動 2904 へ:こし餡、移動 2905 へ:冷凍トウモロコシ
	3008	追加:300062 大豆粉

		移動 3016 へ:食用亜麻仁
	3009	追加:300247 フリーズドライ食品(主にイタリアンパスタ製)
	3011	移動 3008 へ:300062 大豆粉、移動 2913 へ:食用生麩
	3013	追加:300254 ブロックアイス(飲料用)
	3016	追加:300212 調理用亜麻仁(調味料)、300255 調味料加工済み種子、300256 ごま(調味料)、300257 酢辛い漬物(調味料)
31	3102	追加:310164 未加工のスイートコーン(皮なし:皮付き)
	3104	追加:310162 カタクチイワシ(生きた物)、310163 生の食用昆虫(生きた物)
	3106	移動 3108 へ:食用根菜類
	3108	追加:310114 飼料用根菜類
	3110	変更:310146→愛玩動物用ペーパーサンド(巣材用)、310147→愛玩動物用消臭砂
32		追加:320058 ソフトドリンク
	3202	移動 2907 へ:アーモンドミルク(飲料)、ピーナッツミルク(アルコールを含まない飲料)、豆乳、豆乳エキス
35	3501	追加:350137 テレビショッピング番組の制作、350139 広告宣伝企画コンサルティング
	3502	追加:350136 資金を必要とする起業家と潜在的な個人投資家とのマッチングに関する事業の仲介、350138 広報活動宣伝企画コンサルティング、350140 商事契約交渉代行
	3506	追加:350133 文書情報及びデータの構築、350134 データベースの更新・維持、350135 商業又は広告用情報のインデックス編集
36	3602	追加:360027 引受受託サービス
	3604	追加:360119 共用事務所の貸与
37	3702	移動 3704 へ:道路清掃用機械の貸与
	3703	追加:370142 水圧破碎サービス
	3704	追加:370121 道路清掃用機械の貸与
	3717	追加:370141 医療機器の殺菌、370143 害虫防除サービス(農業、水産養殖業、園芸、林業目的除く)
	3718	追加:370144 食器洗い機の貸与、370145 食器乾燥機の貸与
39	3903	追加:390113 金銭自動預け払い機の現金補充
	3905	(一)追加:390114 カーシェアリングサービス、C390004 自転車の貸出
	3906	追加:390112 電気式ワインセラーの貸与
	3911	追加:注.本類似群は 4105 類似群の観光ガイドサービスと類似する。
40	4001	追加:400050 材料の平削り、400052 材料の切断サービス
	4004	移動 4001 へ:平削り(製材所)、木引切断(製材所)
	4006	追加:400126 車の窓ガラスの着色加工

41	4101	追加:410207 シミュレーターを使った訓練サービス、410210 茶道の教授(技能訓練)
	4105	(一)追加:410208ビデオオンデマンドによるダウンロード不可能な映画の配給、410209ビデオオンデマンドによるダウンロード不可能なテレビジョン番組の配給、410212 芸術品の貸与
		(三)追加:410211 合気道の教授
	4107	追加:410213 水生動植物入りの室内飼育観賞用水槽の貸与
42	4220	追加:420238 携帯電話のロック解除、420239 故障を検出するためのコンピュータシステムの監視、420240 受託によるウェブサイトにおける情報インデックスの作成及び設計(情報技術サービス)、420241 インターネットの安全に関するコンサルティング、420242 データの安全に関するコンサルティング、420243 データ暗号化サービス、420244 不正アクセス又はデータ漏洩を検出するためのコンピュータシステムの監視、420245 インターネット経由での個人情報の盗難を検出するための個人識別情報の電子的な監視、420246 インターネットを介したクレジットカードの不正利用検出のための電子的な監視
43	4301	追加:430194 一時宿泊施設の提供のための受付及び案内(到着及び出発の管理)、430195 日本料理レストラン
44	4401	(一)追加:440221 人の細胞バンク
	4404	追加:440220 害虫防除サービス(農業、水産養殖業、園芸、林業目的)
45	4502	追加:450232 犬の散歩サービス
	4503	追加:450234 和服着付け補助
	4505	追加:450231 宗教儀式の実施、450233 インターネットドメイン名の賃貸
	4506	追加:450230 契約交渉に関連する法律サービス(代理)、C450002 知的財産権代理サービス

【3】最高人民法院の商標権の付与、確認をする行政事件の審理における若干の問題に関する規定(2017年3月1日施行)

最高人民法院は、1月10日付、司法解釈(2017)2号を發布し、商標出願と登録にかかる行政訴訟事件の処理における裁判所の基本的審査ガイドラインを示した。年間5千件を超える行政訴訟に関する基本的姿勢を示している。本司法解釈は3月1日より適用が開始される。本司法解釈に関する解説は次号を参照ください。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-34702.html>

最高人民法院の商標権の付与、確認をする行政事件の審理における若干の問題に関する規定

商標権の付与を確定する行政事件を的確に審理するため、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの法律の規定に基づき、審理実務と組み合わせ、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう商標権付与確定行政事件とは、相手方当事者或いは利害関係人が国务院工商行政管理部门商標評審委員会(以下、商標評審委員会と略称)

の下した商標拒絶査定不服審判、商標不登録不服審判、商標取消不服審判、商標無効審判及び無効決定不服審判などの行政行為に不服で人民法院に訴訟を起した事件をいう。

第2条 人民法院は商標権付与確定行政行為で審査する範囲について、通常、原告の訴訟請求及び理由に基づき決定しなければならない。原告が訴訟中に主張しておらず、商標評審委員会の関連する認定に明確な不当がある場合、人民法院は各当事者の意見陳述後

に關係事由を審査するとともに裁定することができる。

第3条 商標法第10条第1項第1号に規定する中華人民共和国の国名などと「同一或いは類似」とは、商標標章が全体的に国名などと同一或いは類似であることをいう。

中華人民共和国の国名などが含まれるものの、全体として同一でも類似でもない標章であるが、当該標章が商標登録されることが国家の尊厳に損害を及ぼす可能性がある場合、人民法院は商標法第10条第1項第8号に規定する事由に属すると認定することができる。

第4条 商標の標章或いはその構成要素に欺瞞性があり、公衆を容易に商品の品質などの特徴或いは生産地を誤認させる場合で、商標評審委員会は2001年改正商標法第10条第1項第7号に規定する事由に属する認定した時、人民法院はこれを支持する。

第5条 商標の標章或いはその構成要素が我国の社会公共の利益及び公の秩序に否定的でマイナスの影響を生じさせる可能性がある場合、人民法院は商標法第10条第1項第8号に規定する「その他の不良な影響」に属すると認定することができる。

政治、経済、文化、宗教、民族などの分野における一定の社会的地位のある人物の氏名などを商標登録出願した場合、前項にいう「その他の不良な影響」に属する。

第6条 商標の標章が県クラス以上の行政区画の地名或いは公衆に知られる外国の地名及びその他の要素からなる場合で、全体として地名とは区別される意味がある場合、人民法院はそれを商標法第10条第2項にいう事由に属しないと認定しなければならない。

第7条 人民法院は係争商標に顕著な特徴があるか否かを審査する場合、商標が使用される指定商品に関連する公衆の通常認識に基づき、当該商標の全体に顕著な特徴があるか否かを判断しなければならない。商標の標章に記述的要素が含まれるものの、その全体に顕著な特徴があることに影響しない、或いは記述的標章が独特な方法で表現を加えることで、関連公衆がその商品の出所を識別することができる場合、それは顕著な特徴を備えると認定しなければならない。

第8条 係争商標が外国語の標章の場合、人民法院は

中国領域内の関連公衆の通常認識に基づき、当該外国語の商標が顕著な特徴を備える否かを審査し判断しなければならない。標章中に外国語の固有な意味ありその使用される指定商品において顕著な特徴が影響可能であるものの、関連公衆が当該固有の意味に対する認識の程度が低くとも、当該標章によるその商品の出所を識別することができる場合、それが顕著な特徴を備えると認定することができる。

第9条 商品自体の形状或いはその一部を立体標章として商標登録出願した場合で、関連公衆が通常状況でその商品の出所を示す標章と識別が容易でない場合、当該立体標章は、商標としての顕著な特徴を備えない。

当該形状が出願人の独自の創作或いは既に使用していた場合でも、そのことが商標の顕著な特徴を備えんとすることはできない。

第1項にいう標章が長期間或いは広く使用され、関連公衆が当該標章により商品の出所を識別することができる場合、当該標章は顕著な特徴を備えんと認定することができる。

第10条 係争商標が法の定める商品名称或いは社会慣習上の商品名称に属する場合、人民法院はそれを商標法第11条第1項第1号にいう普通名称に属すると認定しなければならない。法律の規定或いは国家標準、業界標準に基づき商品の普通名称に属する場合、普通名称と認定しなければならない。関連公衆が特定な名称が特定の種類の商品を指すと普遍的に認める場合、社会慣習上の普通名称と認定しなければならない。専門参考書、辞典などが商品名称としている場合、社会慣習上の普通名称と認定する参考にすることができる。社会慣習上の普通名称は、通常、全国的な関連公衆の通常認識を判断基準とする。歴史的伝統、風土民情、地理的環境などの理由から形成され関連市場に定着した商品で、当該関連市場で通用される称呼について、人民法院は普通名称と認定することができる。

係争商標出願人が当該登録出願商標を地域の一部で社会慣習上の商品名称と明らかに知っているか或いは知りうべきである場合、人民法院は当該登録出願商標を普通名称とみなすことができる。

人民法院は係争商標が普通名称に属するか否かを審

査し判断する場合、通常、商標出願日の時点の事実状態に準ずる。登録時に事実状態に変化が生じている場合、登録時の事実状態でそれが普通名称に属するか否かを判断する。

第 11 条 商標の標章が単に或いは主に使用する商品の品質、主要な原料、機能、用途、重量、数量、産地などを記述、説明するものにすぎない場合、人民法院はそれが商標法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する事由に属すると認定しなければならない。商標の標章或いはその構成要素が商品の特徴を暗示するものの、その商品の出所識別機能に影響しない場合、当該条項に規定する事由に属さない。

第 12 条 当事者が商標法第 13 条第 2 項に基づき係争商標がその未登録の馳名商標を複製、模倣或いは翻訳したものであるため登録させない或いは無効と主張した場合、人民法院は以下の要素及び要素間の相互の影響を総合的に考慮し、容易に混同させるか否かを認定しなければならない：

- (1) 商標標章の類似度；
- (2) 商品の類似度；
- (3) 保護を求める商標の顕著性及び著名性度；
- (4) 関連公衆の注意程；
- (5) その他の関連要素。

商標出願人の主観的意図及び実際の混同した証拠は混同の可能性判断する参考要素とすることができる。

第 13 条 当事者が商標法第 13 条第 3 項に基づき係争商標はその登録済馳名商標を複製、模倣或いは翻訳したものであるため登録させない或いは無効と主張した場合、人民法院は以下の要素を総合的に考慮し、係争商標の使用がその馳名商標と相当程度のあると関連公衆に認めさせ、公衆を誤認させ、馳名商標登録人の利益が損害を受ける可能性が生じるか否かを認定しなければならない：

- (1) 引用商標の顕著性及び著名度；
- (2) 商標の標章が十分に類似しているか否か；
- (3) 使用する指定商品の状況；
- (4) 関連公衆の重複の程度及び注意度；
- (5) 引用商標に類似する標章がその他の市場主体により合法的に使用されている状況或いは他の関連要素。

第 14 条 当事者が係争商標は当該登録済馳名商標を複製、模倣或いは翻訳したもので登録させない或いは無効と主張し、商標評審委員会が商標法第 30 条の規定に基づきその主張を支持する裁定をした場合で、係争商標が登録後 5 年未満の場合、人民法院は当事者の意見陳述後、商標法第 30 条の規定に基づき審理することができる。係争商標登録後 5 年経過している場合、商標法第 13 条第 3 項を適用し審理しなければならない。

第 15 条 商標代理人、法定代表者或いは販売業者、代理店などの販売代理関係の意味からの代理人、権利のない代表者が自らの名で被代理人或いは被代表者の商標と同一或いは類似の商標を同一或いは類似の商品に登録出願した場合、人民法院は商標法第 15 条第 1 項の規定を適用して審理する。

代理関係或いは代表関係の協議段階で、前項に規定する代理人或いは代表者が被代理人或いは被代表者の商標を登録出願した場合、人民法院は商標法第 15 条第 1 項の規定を適用して審理する。

商標出願人と代理人或いは代表者の間に親族関係など特別な身分関係がある場合、その商標登録行為は当該代理人或いは代表者と悪意で共謀したものと推定できるため、人民法院は商標法第 15 条第 1 項の規定を適用して審理する。

第 16 条 次の事由を商標法第 15 条第 2 項に規定する「その他の関係」と認定することができる。

- (1) 商標出願人と先使用者間に親族関係がある場合；
- (2) 商標出願人と先使用者間に労働関係がある場合；
- (3) 商標出願人と先使用者の営業所の所在地が近隣である場合；
- (4) 商標出願人と先使用者に代理関係、代表関係のための協議がありながら代理関係、代表関係が未だ成立していない場合；
- (5) 商標出願人と先使用者が契約関係、業務交流関係のための協議がありながら契約関係、業務交流関係が未だ成立していない場合。

第 17 条 地理的表示の利害関係人が商標法第 16 条に基づき第三者の商標を登録させない或いは無効と主張する場合で、係争商標が使用する指定商品は地理的表示の商品と同一商品ではないものの、地理的表示の

利害関係人が係争商標を当該商品に使用することで当該商品が当該地域を出所とする特別な品質、信用或いはその他の特徴を有すると容易に関連公衆を誤認させると証明できる場合、人民法院はこれを支持する。

当該地理的表示が既に団体商標或いは証明商標に登録されている場合、団体商標或いは証明商標の権利者或いは利害関係人は、本条或いは別途商標法第 13 条、第 30 条などにに基づき権利を主張することができる。

第 18 条 商標法第 32 条に規定する先の権利には、当事者が係争商標の出願日前に享有していた民事上の権利或いはその他の保護すべき合法的權益が含まれる。係争商標が登録された時点で先の権利が既に存在しない場合、係争商標の登録に影響しない。

第 19 条 当事者が係争商標はその先の著作権に損害を受けたと主張した場合、人民法院は著作権法などの関連規定により、主張する客体が著作物を構成するか否か、当事者が著作権者或いは著作権を主張する権利を有するその他の利害関係人か否か及び係争商標が著作権侵害を構成するか否かなどを審査しなければならない。

商標の標章が著作権法の保護を受ける著作物である場合、当事者が提出した商標の標章の設計草稿、現物、権利取得の契約書、係争商標の出願日前の著作権登録証書など、いずれも著作権帰属を証明する初歩的証拠とすることができる。

商標公告、商標登録証書などは商標出願人が商標の標章の著作権を主張する権利を有する利害関係人とする初歩的証拠とすることができる。

第 20 条 当事者が係争商標によりその氏名権に損害を受けたと主張し、関連公衆が当該商標の標章は当該自然人を指すもので、当該商標が付された商品は当該自然人の許諾を受けた或いは当該自然人と特別な関係にあると容易に認められる場合、人民法院は当該商標が当該自然人の氏名権に損害を与えたと認定しなければならない。

当事者がそのペンネーム、芸名、翻訳名などの特定の名称に氏名権を主張する場合、当該特定の名称が一定の知名度を備え、当該自然人と安定的な対応関係が確立されており、関連公衆がそれを当該自然人とするな

らば、人民法院はこれを支持する。

第 21 条 当事者の主張する屋号が一定の市場知名度を備えている場合で、他人が許諾なく当該屋号と同一或いは類似の商標を登録出願し、関連公衆に商品の出所を容易に混同させ、当事者がこれに先の權益を主張する場合、人民法院はこれを支持する。

当事者が一定の市場での知名度を備えるとともに既に企業と安定的な対応関係が確立されている企業名称の略称を根拠に主張を提起する場合、前項の規定を適用する。

第 22 条 当事者が係争商標によりキャラクターイメージの著作権に損害を受けたと主張するとき、人民法院は本規定第 19 条により審査する。

著作権の保護期間内の著作物について、著作物の名称、著作物のキャラクター名などが比較的高い知名度を備えており、それらに関係商品に商標と使用することがその権利者の許諾を受けた或いは権利者と特別な関係があると容易に関連公衆を誤認させることになり、当事者がこれに先の權益を主張する場合、人民法院はこれを支持する。

第 23 条 先使用者が商標出願人の不正手段によりその先の使用と一定の影響のある商標の先取り登録を主張し、先使用の商標が既に一定の影響を有しており、商標出願人が当該商標を明らかに知っている或いは知りうべきである場合、それは「不正の手段による先取り登録」を構成すると推定することができる。但し、商標出願人がそれに先使用商標の信用を利用する悪意がないことを立証、証明した場合はこの限りでない。

先使用者がその先の商標の一定の使用継続期間、地域、販売数量或いは広告宣伝について立証、証明した場合、人民法院は一定の影響があると認定することができる。

先使用者が商標出願人によるその先に使用し一定の影響のある商標を類似しない商品に出願対し商標法第 32 条の規定違反を主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

第 24 条 欺瞞的な手段以外のその他の方法で商標登録の秩序を混乱させ、公共の利益に損害を与え、公共資源を不当に占有或いは不当な利益を得ようと図る場

合、人民法院はそれが商標法第 44 条第 1 項に規定の「その他の不正手段」に属すると認定することができる。

第 25 条 人民法院は係争商標出願人が他人の馳名商標を「悪意登録」をしたか否かを判断する場合、引用商標の著名性、係争商標出願人が係争商標を出願した理由及び係争商標を使用する具体的情状を総合的に考慮しその主観的意図を判断しなければならない。引用商標の著名性が高く、係争商標出願人に正当な理由がない場合、人民法院はその登録が商標法第 45 条第 1 項にいう「悪意登録」を構成すると推定することができる。

第 26 条 商標権者自らの使用、許諾を受けた第三者の使用及び商標権者の意思に反しないその他の使用は、いずれも商標法第 49 条第 2 項にいう使用と認定することができる。

実際に使用された商標の標章と登録された商標の標章に微細な差異があるもののその顕著な特徴が改変されていない場合、登録商標の使用と見做すことができる。

実際に登録商標の使用がない場合、単に譲渡或いは許諾行為、或いは単に商標登録の情報を公示、登録商標専用権を享有する旨の申出にすぎない場合、商標の使用と認定しない。

商標権者に商標を真正に使用する意図があるとともに、実際に使用するための必要な準備があるものの、その他の客観的な原因により未だ登録商標が実際に使用されていない場合、人民法院はそれを正当な理由と認定することができる。

第 27 条 当事者が商標評審委員会の次に掲げる事由が行政訴訟法第 70 条第(3)号に定める「法定手続違反」に属すると主張する場合、人民法院はこれを支持する。

- (1) 当事者の提起した審判理由に漏れがあり、当事者の権利に実際の影響が生じる場合；
- (2) 審判手続中に合議体の構成員が告知されず、審査により回避すべき事由がありながら回避されない場合；
- (3) 審判に参加する当事者適格が通知されず、当該当事者が明確な異議を提出した場合；
- (4) その他の法定手続違反の事由。

第 28 条 人民法院の商標権付与確定審理過程に、商標評審委員会による係争商標の拒絶事由、不登録事由或いは無効事由が存在しなくなった場合、人民法院は新たな事実に基づき商標評審委員会の関連審決を取消すとともに、その根拠変更後の事実に基づいて改めて審決を下すことを命じることができる。

第 29 条 当事者が原行政行為の後に発見した新しい証拠、或は原行政手続中に客観的な理由により取得することができなかった或いは所定の期間内に提出できなかった証拠に基づき或いは新たな法律に基づく審判請求は、「同一の事実と理由」による再審請求に属さない。

商標拒絶査定不服審判の手続中に、商標評審委員会が出願商標と引用商標が同一種類或いは類似の商品で使用される同一或いは類似の商標を構成しないことを理由に、出願商標を初期公告査定後、下記の事由の場合、「同一の事実及び理由」による再審請求と見做さない。

(1) 引用商標の所有者或いは利害関係人が当該引用商標に基づいて異議を申立て、国务院工商行政管理部門商標局が支持し、被異議商標出願人が不服審判を請求した場合；

(2) 引用商標の所有者或いは利害関係人が出願商標登録後に当該引用商標に基づき無効審判を請求した場合。

第 30 条 人民法院が関連する事実及び法の適用について既に明確な認定を下し効力の生じた裁判があり、相手方当事者或いは利害関係人が商標評審委員会を当該効力の生じた裁判に基づいて改めて下した審決に基づき提訴した場合、人民法院はこれを法に基づき受理しない裁定を下す。既に受理された場合、提訴棄却の裁定を下す。

第 31 条 本規定は 2017 年 3 月 1 日より施行する。人民法院は 2001 年改正商標法に基づき審理した商標権付与確定行政事件について、本規定を参照することができる。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

